

令和4年度 福井県会計年度任用職員（パートタイム）募集のお知らせ

受付期間	令和5年 3月 3日(金)～ 3月10日(金)
試験日	申込み受付後、追って連絡
採用予定日	令和5年 4月 1日(土)

福井県立丹生高等学校

〒916-0147 丹生郡越前町内郡 41-18-1

TEL 0778-34-0027

FAX 0778-34-0405

1 募集概要 ※①～②の職種があります。

採用予定日	令和5年4月1日(土)
任用期間	① 校務員補助 ② 給食員代替 ①、② 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (所属での面接および勤務成績に基づき連続2回まで更新される場合があります。)
職種	会計年度任用職員（パートタイム）
勤務場所	① 丹生高等学校（越前町内郡 41-18-1） ② 丹生寮（越前町朝日 11-2-1）
業務内容	① 校務員補助業務 （文書受付、データ入力、会計処理、物品・施設管理など） ② 給食員代替業務 （給食員の代替として行う調理業務など）
採用予定人員	① 1名 ② 1名

2 受験資格

I 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 試験の方法

受験者の人柄、性格等をみるために、個別面接を行います。

4 試験の日時および会場

- (1) 試験日時 申込み受付後、追って連絡します。
- (2) 試験会場 福井県立丹生高等学校（越前町内郡 41-18-1）

5 合格者の発表

受験者全員に可否の結果を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。

6 受験手続

- (1) 申込方法 「福井県会計年度任用職員（パートタイム）採用試験申込書」に必要事項を記入の上、提出（持参）してください。
- (2) 受験申込先 〒916-0147 越前町内郡 41-18-1
福井県立丹生高等学校 事務室
- (3) 受付期間 令和5年3月3日（金）～ 3月10日（金）
※受付事務は、午前8時30分から午後5時15分まで。
（ただし、土、日、祝日は除く。）

7 勤務条件

【① 校務員補助業務】

- (1) 勤務日 月17日程度
※毎月、所属が指定する日となります。（原則、土、日、祝日を除く平日）
※土、日、祝日にも勤務する場合があります。
※勤務日以外が休日となります。（1週間あたり2日以上）
- (2) 勤務時間 原則、午前8時30分から午後5時00分まで
※休憩時間は正午から午後1時です。
※所定労働時間を超える労働はありません。
- (3) 報酬 日額7,000円
- (4) 期末手当 勤務期間等に応じて支給（最大年間2.6月分）
（ボーナス）（例）報酬月額115,600円の場合 年間支給額30万円程度
※勤務期間等に応じて、実際の支給額は増減します。
- (5) 休暇 ・年次有給休暇 年間7日

※6か月継続勤務をした場合の付与日数です。

継続勤務年数に応じて付与日数が変わります。

・特別休暇：忌引休暇(有給)、夏季休暇(有給)、病気休暇(無給)など

(6)その他

・通勤費を別途支給

・健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用あり

・公務災害補償(または労働者災害補償保険)の適用あり

・地方公務員法上の服務規定等の適用あり(秘密を守る義務、職務に専念する義務など)

【② 給食員代替業務】

(1)勤務日 月10日程度

※毎月、所属が指定する日となります。(原則、学校休業期間中および休日を除く金、土曜日)

※勤務日以外が休日となります。

(2)勤務時間

原則、午前5時00分から午後7時00分まで

※休憩時間は午前8時30分から午後3時00分です。

※所定労働時間を超える労働はありません。

(3)報酬

日額7,000円

(4)期末手当

支給しない

(ボーナス)

(5)休暇

・年次有給休暇 年間1日

※6か月継続勤務をした場合の付与日数です。

継続勤務年数に応じて付与日数が変わります。

・特別休暇：忌引休暇(有給)、夏季休暇(有給)、病気休暇(無給)など

(6)その他

・通勤費を別途支給

・健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用なし

・公務災害補償(または労働者災害補償保険)の適用あり

・地方公務員法上の服務規定等の適用あり(秘密を守る義務、職務に専念する義務など)

8 試験結果の開示

この採用試験の結果については、福井県個人情報保護条例第24条第1項の規定により、口頭での開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者 (本人)	総合得点および 総合順位	合否通知の到達日 から1か月	丹生高等学校 事務室

○口頭による開示請求の手続き

開示請求する場合は、以下のいずれかの書類を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に、請求者本人(代理人は認めません。)が、直接丹生高等学校事務室へお越してください。ただし、土曜日、日曜日および祝日は受付していません。

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 運転免許証 | ② 日本国旅券(パスポート) |
| ③ 各種健康保険の被保険者証 | ④ 各種年金手帳等 |